

動物検疫所（家畜防疫官）による食材店等への立入検査

背景

- 訪日外国人の増加とともに、入国者が携帯する違反畜産物の摘発件数が増加。
- コロナ禍以降、国際郵便物検査による違反畜産物の摘発件数が増加し、現在も高どまり。
- 違反畜産物が含まれる国際郵便物の宛先が外国食材店であるケースを確認。
- 一部の外国食材店では、違法に輸入された疑いのある畜産物が販売されているケースも確認。

家畜伝染病予防法改正による強化 【令和8年7月1日施行】

- ①輸入禁止品の販売等の禁止、違反した場合の罰則（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）を措置
【家畜伝染病予防法第44条の2、第63条】
- ②家畜防疫官に外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品等の廃棄の権限等を付与
【家畜伝染病予防法第51条】



立入検査（イメージ）

立入検査場所の選定
（店舗、事務所、事業所、
倉庫等）



立入検査（法第51条第2項）
・販売品等の確認※
・帳簿・書類等を検査
・関係者への質問



輸入禁止品又は監視伝染
病の病原体により汚染してい
ると認めた物は廃棄
（法第51条第5項）

廃棄処分を受けた物に係る販売等
に関する事項（処分を受けた者の
氏名又は名称等）を公表（動物
検疫所ウェブサイトに掲載）
（法第51条第6項）

※必要に応じて、監視伝染病により汚染
しているおそれがある物を集取・検査
（法第51条第2項）

＜販売事業者向けリーフレット＞

- 日本国内で外国食材を販売する事業者の方へ
（3か国語）

https://www.maff.go.jp/aqs/topix/for_foodstore.html

令和8年7月1日に改正家畜伝染病予防法が施行されました

・ **輸入検査を受けずに輸入された肉、肉製品は、国内で買ったものでも、販売禁止になります**

・ **動物検疫所が立入検査にいくことがあります**

もしも、販売したら、家畜伝染病予防法により、**300万円の罰金**や、**3年まで刑務所に入れられる**ことがあります

肉、肉製品、野菜、果物は、手締きをせずに外国から日本に持ってきてはいけません。誰かに日本に送ってもらうのはいけません

家畜の病気の発生状況などにより、日本への持ち込みができない国・地域があります。持てきたいときは、外国から日本に送る前に肉は動物検疫所へ、野菜や果物は植物防疫所に相談してください

といわけです

動物検疫所 (肉、肉製品) 植物防疫所 (野菜・果物) MAFF 農林水産省



リーフレット

廃棄処分を受けた食材店等の公表の効果

- ✓ 周辺農場への注意喚起
 - ✓ 廃棄処分を受けた食材店等の情報の周知
 - ✓ 違法な販売等の抑止
- ⇒監視伝染病の発生予防・侵入防止

MAFF
農林水産省

動物検疫所
Animal Quarantine Service